

令和4年8月26日

記者発表資料

総務部
財政部

令和4年第3回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案 (3件)

- ① 令和4年度徳島市一般会計補正予算 (第3号)
- ② 令和4年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- ③ 令和4年度徳島市商業観光施設事業会計補正予算 (第1号)

2 条例議案 (9件)

- ① 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 徳島市職員ノ退職年金及ビ退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑤ 徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについて
- ⑥ 徳島市まちづくり協働プラザ条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑦ 徳島市デイサービスセンター条例を廃止する条例を定めるについて
- ⑧ 阿波おどり会館条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑨ 徳島市公民館条例等の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案 (12件)

- ① 令和3年度徳島市中央卸売市場事業会計利益の処分について
- ② 令和3年度徳島市水道事業会計利益の処分について
- ③ 令和3年度徳島市中央卸売市場事業会計決算の認定について
- ④ 令和3年度徳島市商業観光施設事業会計決算の認定について
- ⑤ 令和3年度徳島市水道事業会計決算の認定について
- ⑥ 令和3年度徳島市公共下水道事業会計決算の認定について
- ⑦ 令和3年度徳島市旅客自動車運送事業会計決算の認定について
- ⑧ 令和3年度徳島市市民病院事業会計決算の認定について

- ⑨ 市道路線の廃止について《2 路線》
- ⑩ 市道路線の認定について《10 路線》
- ⑪ 工事請負契約の締結について《田宮西都市下水路築造工事（3 工区）》
- ⑫ 工事請負契約の変更について《四国横断自動車道周辺対策事業宮島江湖川橋（仮称）橋梁右岸下部工事》

4 報告（10 件）

- ① 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ② 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ③ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ④ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：西部業務課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：西部業務課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：消防局西消防署）》
- ⑨ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：東部業務課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業小松 1 号水路改良工事：広域道整備課）》

5 提出（2 件）

- ① 令和 3 年度公社等の決算書の提出について
 - (1) 令和 3 年度徳島市土地開発公社決算書
 - (2) 令和 3 年度公益財団法人徳島市文化振興公社決算書
 - (3) 令和 3 年度公益財団法人徳島市公園緑地管理公社決算書
 - (4) 令和 3 年度公益財団法人徳島市地場産業振興協会決算書
 - (5) 令和 3 年度徳島都市開発株式会社決算書
- ② 令和 3 年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する報告書の提出について

6 (追加提出予定議案等) ※開会日に追加提出予定のもの

※① 単行議案 (9件)

- (1) 令和3年度徳島市一般会計決算の認定について
- (2) 令和3年度徳島市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- (3) 令和3年度徳島市食肉センター事業特別会計決算の認定について
- (4) 令和3年度徳島市奨学事業特別会計決算の認定について
- (5) 令和3年度徳島市土地取得事業特別会計決算の認定について
- (6) 令和3年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- (7) 令和3年度徳島市介護保険事業特別会計決算の認定について
- (8) 令和3年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- (9) 令和3年度徳島市職員給与等支払特別会計決算の認定について

※② 報告 (2件)

- (1) 令和3年度健全化判断比率の報告について
- (2) 令和3年度資金不足比率の報告について

※③ 提出 (1件)

- (1) 令和3年度徳島市土地取得基金運用状況について

④ 人事議案 (1件)

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

⑤ 諮問 (3件)

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (2) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (3) 人権擁護委員候補者の推薦について

令和4年度9月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第3号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	24,523,559	432,058	24,955,617
16 県支出金	8,955,373	19,988	8,975,361
18 寄附金	508,087	5,000	513,087
19 繰入金	2,176,963	3,998	2,180,961
21 市債	8,192,400	282,300	8,474,700
22 繰越金		42,292	42,292
歳入合計	108,390,244	785,636	109,175,880

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
1 議会費	545,327	△3,000	542,327				△3,000
2 総務費	8,885,075	48,945	8,934,020	33,693	9,800	998	4,454
3 民生費	52,071,573	23,164	52,094,737	23,164			
6 農林水産業費	1,109,250	35,188	1,144,438	9,988	21,200		4,000
7 商工費	1,646,259	371,310	2,017,569	371,310			
8 土木費	11,358,227	291,638	11,649,865	10,000	246,800	8,000	26,838
10 教育費	9,091,178	18,391	9,109,569	3,891	4,500		10,000
歳出合計	108,390,244	785,636	109,175,880	452,046	282,300	8,998	42,292

《歳出款別事業別》

◎ 議会費

【 △3,000千円】

(1) 議員行政視察旅費

△3,000千円

◎ 総務費

【 48,945千円】

(1) 車両整備費

8,859千円

(2) シビックセンター設備改修費

5,225千円

(3) 危機事象対策推進基金積立金

3,000千円

(4) 個人番号カード普及促進事業費

31,861千円

◎ 民 生 費	【 23, 164千円】
(1) 高齢者福祉施設整備費等補助	23, 164千円
◎ 農林水産業費	【 35, 188千円】
(1) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費	9, 988千円
(2) 県営事業負担金（農業水利施設保全対策）	25, 200千円
◎ 商 工 費	【 371, 310千円】
(1) キャッシュレスポイント還元事業費	346, 080千円
(2) サステナブル観光コンテンツ創造支援事業費	25, 230千円
◎ 土 木 費	【 291, 638千円】
(1) 県営事業負担金（道路・急傾斜地・砂防・港湾・街路）	268, 638千円
(2) 急傾斜地崩壊対策事業費	20, 000千円
(3) 防災用ベンチ設置事業費	3, 000千円
◎ 教 育 費	【 18, 391千円】
(1) 動物園施設整備費	8, 391千円
(2) とくしまマラソン2023開催費補助	10, 000千円

介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

【歳入】 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金	7,237,670	△45,836	7,191,834
9 繰越金		1,214,559	1,214,559
歳入合計	27,656,199	1,168,723	28,824,922

【歳出】 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金	1,241	756,433	757,674
6 諸支出金	8,141	412,290	420,431
歳出合計	27,656,199	1,168,723	28,824,922

前年度決算に伴う精算措置について所要の補正

◎ 基金積立金 ---- 令和3年度決算に伴う財政調整基金の積立	756, 433千円
◎ 諸支出金 ----- 令和3年度決算に伴う国支出金等の返還金	412, 290千円

商業観光施設事業会計補正予算（第1号）

【資本的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		28,498	1,419	29,917
	1 建設改良費	26,379	1,419	27,798

◎ 建設改良費 ---- 新町地下駐車場の非常用発電機の更新工事に伴う設計

1,419千円

令和4年度 9月補正予算の概要

一般会計補正予算（第3号）

(1) 議員行政視察旅費〈議会事務局庶務課〉	△3,000千円
(2) 車両整備費〈財産管理活用課〉	8,859千円
(3) シビックセンター設備改修費〈文化スポーツ振興課〉	5,225千円
(4) 危機事象対策推進基金積立金〈危機管理課〉	3,000千円
(5) 個人番号カード普及促進事業費〈住民課〉	31,861千円
(6) 高齢者福祉施設整備費等補助〈高齢介護課〉	23,164千円
(7) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費〈農林水産課〉	9,988千円
(8) キャッシュレスポイント還元事業費〈経済政策課〉	346,080千円
(9) サステナブル観光コンテンツ創造支援事業費〈にぎわい交流課〉	25,230千円
(10) 急傾斜地崩壊対策事業費〈道路維持課〉	20,000千円
(11) 防災用ベンチ設置事業費〈公園緑地課〉	3,000千円
(12) 動物園施設整備費〈とくしま動物園〉	8,391千円
(13) とくしまマラソン2023開催費補助〈文化スポーツ振興課〉	10,000千円
(14) 県営事業負担金	293,838千円
① 農業水利施設保全対策事業〈耕地課〉	25,200千円
② 道路整備事業〈道路維持課〉	2,550千円
③ 急傾斜地崩壊対策事業〈道路維持課〉	1,607千円
④ 砂防事業〈河川水路課〉	2,550千円
⑤ 港湾改修事業〈道路維持課〉	52,500千円
⑥ 街路事業〈道路維持課〉	209,431千円

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
108,390,244千円	785,636千円	109,175,880千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減額
9月 補正計上額	578,991	785,636	206,645
9月 補正後予算額	107,776,618	109,175,880	1,399,262

介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

前年度決算に伴う精算措置について、所要の補正を行う。

- 1 基金積立金（令和3年度決算に伴う財政調整基金の積立）……………756,433千円
- 2 諸支出金（令和3年度決算に伴う国支出金等の返還金）……………412,290千円

補正前の額	補 正 額	計
27,656,199千円	1,168,723千円	28,824,922千円

商業観光施設事業会計補正予算（第1号）

新町地下駐車場の非常用発電機の更新工事に伴う設計について所要の補正を行う。

- 1 建設改良費（新町駐車場整備費）……………1,419千円
（資本的支出）

補正前の額	補 正 額	計
28,498千円	1,419千円	29,917千円

令和4年第3回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

① 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 育児休業

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数の制限が1回から2回に緩和されることに伴い、あらかじめ育児休業等計画書により申し出た場合に限り再度の育児休業をすることができるとする規定を削除する等、所要の改正をする。

2 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

② 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 失業者の退職手当

雇用保険法の改正により、同法に定める基本手当の受給資格者が退職後に事業を開始したこと等を申し出た場合、当該事業の実施期間は基本手当の受給期間に算入しないとされたことに伴い、失業者の退職手当についても同様の改正をする。

2 引用条項の整備

職業安定法の改正に伴い、同法を引用する条項を整備する。

3 施行期日等

公布の日から施行し、退職した職員で令和4年7月1日以後に事業の開始等をした者について適用する。ただし、前記2については令和4年10月1日から施行する。

③ 徳島市職員ノ退職年金及ビ退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 規定の削除

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の改正により、株式会社日本政策金融公庫が行う退職年金等を担保とした貸付が廃止されたことに伴い、退職年金等を受ける権利を担保に供することができる規定を削除する。

2 施行期日

公布の日から施行する。

④ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 手数料の新設

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されたことに伴い、当該計画の認定等を申請する場合の手数料を新たに設定し、同手数料の額は既存住宅の増改築行為に係る長期優良住宅建築等計画の認定等を申請する場合の手数料と同額とする。

2 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

⑤ 徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについて

地域再生法に基づき、徳島県知事による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「計画」という。）の認定を受け、特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定める。

1 固定資産税の課税免除

令和6年3月31日までに、徳島県知事から計画の認定を受けた者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までの間に、当該計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税は、新たに固定資産税が課されることとなった年度（以下「基準年度」という。）から3年度分に限り、課税を免除する。

2 申請

前記1の課税免除の適用を受けようとする者は、基準年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

3 決定

- (1) 市長は、前記2の申請があったときは、これを審査し、その可否を決定する。
- (2) 市長は、前記(1)の決定をしたときは、その旨を当該申請した者に通知するものと

する。

4 取消し

市長は、前記1の課税免除の適用を受けた者が偽りその他不正な手段により課税免除の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

5 報告

市長は、前記1の課税免除の適用を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。

6 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

7 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(2) この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに特別償却設備を新設し、又は増設した者に係るこの条例の規定については、同日後もなおその効力を有する。

⑥ 徳島市まちづくり協働プラザ条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 まちづくり協働プラザの位置の変更

移転に伴い、まちづくり協働プラザの位置を徳島市寺島本町西1丁目5番地（現行徳島市元町1丁目24番地）とする。

2 施行期日

規則で定める日から施行する。

⑦ 徳島市デイサービスセンター条例を廃止する条例を定めるについて

1 条例の廃止

利用者数の減少及び施設の老朽化により、加茂名デイサービスセンターを廃止することに伴い、本条例を廃止する。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

⑧ 阿波おどり会館条例の一部を改正する条例を定めるについて

阿波おどり会館で実施している「昼のおどり」及び「夜のおどり」（以下「阿波おどり公演」という。）について、次のとおり改正する。

1 阿波おどり会館の事業及び指定管理業務の追加

阿波おどり会館での役割を明確にするため、阿波おどり公演を阿波おどり会館の事業及び指定管理者が行う業務として新たに追加する。

2 阿波おどり公演の利用料金

阿波おどり公演の利用料金の上限を次のように定める。

区 分		単 位	利用料金の額
通常公演	一般	1人1公演につき	1,250円
	小・中学生	1人1公演につき	630円
貸切公演	250人までの団体	1団体1公演につき	100,000円

3 その他所要の改正を行う。

4 施行期日等

(1) 令和5年4月1日から施行する。

(2) この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

⑨ 徳島市公民館条例等の一部を改正する条例を定めるについて

公民館のコミュニティセンターへの段階的な統合を進めることに伴い、本市の関係条例について改正する。

1 徳島市公民館条例の一部改正

次の公民館を廃止する。

- (1) 昭和公民館
- (2) 渭北公民館
- (3) 渭北公民館常三島分館
- (4) 勝占東部公民館
- (5) 丈六公民館
- (6) 入田公民館

- (7) 国府公民館
- (8) 南井上公民館
- (9) 北井上公民館

2 徳島市地区コミュニティセンター条例の一部改正

次のコミュニティセンターにおいて地域の生涯学習の推進に関する事業を行うこととし、これらのコミュニティセンターの指定管理者は、当該事業の実施に関する業務を行うこととする。

- (1) 昭和コミュニティセンター
- (2) 渭北コミュニティセンター
- (3) 勝占東部コミュニティセンター
- (4) 入田コミュニティセンター
- (5) 国府コミュニティセンター
- (6) 南井上コミュニティセンター
- (7) 北井上コミュニティセンター

3 徳島市地域コミュニティセンター条例の一部改正

(1) 丈六コミュニティセンターにおいて地域の生涯学習の推進に関する事業を行うこととし、丈六コミュニティセンターの指定管理者は、当該事業の実施に関する業務を行うこととする。

(2) コミュニティセンターの指定管理者の業務について、コミュニティ活動の振興に関する業務及び地域の防災等に関する業務を行うことを明確化する。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。